

人権だより

令和4年3月16日発行

第16号

人権課

☎229-3165 FAX 229-3366

成年年齢の引き下げ～変わることも変わらないこと～

成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とした「民法の一部を改正する法律」が、今年4月1日から施行されます。民法が定める成年年齢は、一人で契約をすることができる年齢と父母の親権に服さなくなる年齢という意味を持ちます。例えば、未成年の場合は携帯電話を契約する際や部屋を借りる際に親の同意が必要ですが、成年に達すると同意がなくても、こうした契約が自分でできるようになります。また、親権に服さなくなるため、住む場所や進学・就職などの進路を自分の意思だけで

決定することができるようになります。

その一方で、未成年の保護がなくなったばかりの成年を狙う悪質な業者をはじめ、消費面や生活面でさまざまなトラブルに巻き込まれることが懸念されます。また、飲酒・喫煙、競馬など公営競技の年齢制限は、これまでと変わらず20歳のままです。

成年年齢の18歳に達しても、若者の社会的自立に対して支援する必要がなくなるわけではありません。若者が社会と関わり、自立した自己を確立し次代の社会を担うことができるよう、社会環境の整備や支援を進める必要があります。



出会いと気付き

「今日は先生らが本音で話をしにきてくれて、ほんまによかったわ」。これは約25年前、勤めていた中学校の校区に住むAさんが私たちに掛けてくれた言葉です。Aさんは、地域で差別をなくす取り組みを続けてきた人です。学校では人権教育に取り組んでいましたが、当時の私たちは先進地での取り組みをまねようとするだけで、地域から学ぼうとはしていませんでした。そんな私たちに、出会った頃のAさんは「先生ら、本気で差別をなくしたいと思ってくれとるんやろか…」と短く言うだけでした。

目の前の子どもたちが生活する地域社会の中でのどのような差別の実態があるのか、地域の人たちがどのような思いや願いを持っているのか、そのことを知ろうとすることもなく人権教育を進めることはできないと気付いたとき、私たちは再びAさんと話したい、思いを聞かせてほしいと思い、会いに行ったのです。

Aさんは、自分たちの地域だけ祭りに参加できずに悔しい思いをしたことや、住みやすい地域づくりのために仲間と話し合ったこと、孫が差別を受けないか心配なことなど、自身の経験や思いを話してくれました。「わたらの時代はな、『人権』とか『差別をなくそう』なんて言葉、誰も教えてくれやんかった。悔しい思いをしても、言葉で返すことができやんかったんや…」 「先生、小学1年生から人権についてしっかり教えてたく

れ。部落問題だけではなく、障がい者、外国人、女性の人権のことも、全部やってくれ。一つ一つ真剣に取り組んでいってほしいんや」

数年後、校区で初めて人権フェスティバルを開催することができました。Aさんは、子どもたちがステージの上で語る「いじめや差別をなくしていきたい」という思いを聞き、人権学習をまとめた掲示物を一枚一枚丁寧に見て回ったあと、「子どもらがこんなにええ勉強してくれとるんやったら、わたらの地域の中でも発信してほしい」「わたらも一緒に差別をなくしていく仲間をつくりたいんや」と言われました。Aさんのこの言葉から、私たちはようやくAさんの本当の思いに気付くことができたのです。

かつては「差別はいけない」とスローガンのように教え込むことだけが人権教育だと捉えていた私が、全ての人を大切にできる生き方を子どもたちと共に学び、考えていきたいと思えるようになりました。そのきっかけをくれたのがAさんとの出会いでした。

残念ながら私たちが暮らす社会にはさまざまな差別があります。そしてその社会を構成している一人が「私」なのです。だからこそ、社会にある差別をなくしていこうとする「私」でありたいと、今は思います。

今年は、水平社宣言が出されて100年の節目の年です。宣言文に「人の世に熱あれ 人間に光あれ」とあるように、全ての人にとってあたたかく、光が当たる社会をつくっていくために、これからも自分自身を問い続け、学び続けていきたいです。